

Weekly Report

第604号
令和3年6月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合、受贈者ごとに限度額まで贈与税が非課税となる制度が設けられています。

◆令和3年度税制改正による拡充

本制度の非課税限度額は、適用を受ける住宅の新築等に係る契約の締結日や住宅の種類に応じた金額となります。令和3年度税制改正において、本年4月～12月までの間に住宅の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、本年3月までと同額に据え置かれ、省エネ等住宅1500万円・一般住宅1千万円(消費税率10%適用の場合)です。

また、床面積要件は、贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が1千万円以下である場合に限り、40㎡以上に下限が引下げられました。これにより、新築等をした住宅の登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の1/2以上が居住の用に供されるものであることが要件となります。

◆適用を受ける場合の注意点等

◎受贈者の要件……20歳以上であり、贈与を受けた年分の合計所得金額が2千万円以下(住宅の床面積が50㎡未満の場合は1千万円以下)である方です。

◎居住期限……贈与を受けた年の翌年12月までに居住していない場合は原則、適用を受けられません。

◎申告手続き……贈与を受けた金額が非課税限度額以下の場合でも、贈与税の申告期限内に申告書等を提出する場合があります。

◎住宅ローン控除を適用する場合……本制度の適用を受ける方が住宅ローン控除の適用を受ける場合は、住宅の取得価額等から本制度の適用を受けた額を差し引いて住宅ローン控除額を計算します。

「月次支援金」の申請は今月16日から開始

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対する月次支援金(法人は20万円/月、個人は10万円/月が上限)の申請が今月16日から始まります。

月次支援金は、①緊急事態措置等の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引がある、又は実施地域の外出自粛等による直接的な影響を受けて、②月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等が対象となります。

申請期間は、4月・5月分が本年6月16日～8月15日、6月分は本年7月1日～8月31日までとなります。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

今月は、外国人労働者の雇用・労働条件に関するルールの周知等を行う「外国人労働者問題啓発月間」です(今年の標語は「ともに働き、ともに活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」)。

事業主には外国人労働者の雇用・離職の際、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を行うことが義務付けられています。また、外国人労働者を雇用する場合は、就労することが認められる在留資格であるか等を在留カードなどで確認し、不法就労にならないようにします。